

令和 8 年度第 1 回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会 会議録

議題	1 議題 (1) 令和 8 年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について（諮問） 2 報告事項 (1) 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 3 その他
日時	令和 8 年 6 月 1 6 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 0 5 分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 特別会議室
出席者氏名	被保険者代表 鈴木友美委員、寺田貴久子委員 保険医又は保険薬剤師代表 高山慶一郎委員、江口和哉委員、遠藤雄一郎委員、 公益代表 吉田和浩会長、藤浪潔職務代理者、和賀始委員、高橋美代子委員 被用者保険等保険者代表 近藤啓子委員 事務局 吉川福祉部長、福井保険年金課長 給付担当 目瀬課長補佐、安斎課長補佐、石堂課長補佐、小島主査、筏井副主査 保険料担当 工藤主幹、伊藤課長補佐 徴収担当 山口課長補佐
欠席者氏名	被用者保険等保険者代表 坂蒔昇委員、青木香代委員 保険医又は保険薬剤師代表 関義弘委員
会議資料	議題（1）資料 1 令和 8 年度茅ヶ崎市国民健康保険料率（案）について 議題（1）資料 2

	令和８年度想定保険料率と所得別保険料試算について 議題（１）参考資料１ 神奈川県内各市の料（税）率の推移 議題（１）参考資料２ 被保険者数及び世帯数の推移について 報告事項（１）資料 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について （国民健康保険料の減免）
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	０名

（会議の概要）

○事務局

保険年金課 福井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、令和８年度第１回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会を開催いたします。まず、令和８年４月１日付の人事異動で事務局の多くの職員が変更となっておりますので、ご紹介させていただきます。

－事務局職員の紹介－

○事務局

続きまして、新任で福祉部長に着任しました、吉川よりご挨拶申し上げます。

○福祉部長

それでは皆様改めましてこんにちは。本年４月に着任して参りました福祉部長の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の折、第一回国民健康保険運営協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より本市の国民健康保険事業に対し、多大なるご理解とご協力を賜っておりますこと、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

さて、今年度当部におきましては、私をはじめ、課長・課長補佐等事務局側の職員が大きく入れ替わりました。委員の皆様におかれましては、昨年度に引き続き、お力添え

をいただくこととなりますが、新たな体制で市民の皆様の健康と生活を守るべく、邁進してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

現在の国民健康保険を取り巻く状況は依然厳しいものがございます。被保険者の高齢化や医療技術進歩に伴う1人あたりの「医療費の増大」、そして「加入者の減少傾向」など、構造的な課題を抱えております。保険者としては、制度の持続可能性を確保するため、いかに財政の安定化を図りつつ、適切な保険料負担と給付のバランスを維持していくかが喫緊の課題となっております。

また、今年度におきましては、引き続きマイナ保険証の普及推進や県単位化（広域化）の進展等、制度面で大きな節目を迎えています。

本日の協議会では、こうした現状を踏まえた今後の運営や課題について、忌憚のない意見を賜りたいと考えております。皆様の専門的な知見、そして市民の皆様の生活実感に基づいた率直なご意見を賜り、本市国保がより健全かつ円滑に運用されるよう、建設的な議論をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

－資料の確認－

○事務局

それでは、会議に入らせていただきます。

茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、「協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とされております。本日の会議につきまして、出席委員は10名で、過半数の出席ですので、会議が成立することをご報告いたします。

○議長

ただいまご紹介に預かりました神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎市町長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。昨年度に引き続きまして会長を務めさせていただきます。皆様のご協力賜りまして、本協議会の円滑な運営に努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次第の1、議題（1）令和8年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）の諮問について、事務局よりお願いします。

○事務局

本日の議題（１）にあります令和８年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について、諮問書を市長に代わり部長より会長へ提出させていただきます。

○吉川保福祉部長

茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長様

令和８年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について諮問

令和８年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について、別紙の料率案のとおり諮問いたします。

—吉川福祉部長より会長へ諮問書を提出—

○議長

それでは、ただいま諮問のありました令和８年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について、事務局より詳細の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは事務局より、令和８年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）についてご説明させていただきます。

事前にお配りさせていただいております、議題資料１をご覧ください。

まず、１の国民健康保険料の決め方としまして、国民健康保険料は、①医療給付費分、国民健康保険加入者の医療費の財源となる保険料。②後期高齢者支援金分、７５歳以上の方が加入される後期高齢者医療制度を支援することを目的とした保険料。③介護納付金分、４０歳から６４歳までの方が対象となり、賦課される介護保険の保険料。④子ども・子育て支援金分、子育て世帯を支える支援金として国民健康保険とあわせて賦課される保険料となり、この①から④を合算したものが国民健康保険料となります。なお、④の子ども・子育て支援金分が今年度より新設された部分となります。

これらの保険料は、資料右上にあります、世帯の加入者の所得に応じて計算された所得割、世帯の加入者数に応じて計算された均等割、子ども・子育て支援金分のみに該当する１８歳以上の加入者に対する均等割、１世帯あたりにつき計算された平等割によって構成されております。なお、円グラフにありますとおり、医療費から被保険者が病院などで支払う一部負担金、国や地方自治体からの補助金などを差し引いた分を、保険料で負担する仕組みとなっております。

それでは、続きまして、２ 令和８年度の保険料率（案）をご覧ください。

令和８年度の保険料率（案）につきましては、令和８年度の国民健康保険事業に要する経費の見込額、国庫支出金等の収入見込額、被保険者数、世帯数、所得状況等をもとに、次のとおり令和８年度保険料率の算定をおこないました。なお、詳細につきましては、こちらでも事前にお配りさせていただいております、資料２をご覧ください。

資料２の１、令和８年度保険料率（案）につきましては、令和８年度保険料率（案）と対前年度令和７年度との増減について記載しております。

医療給付費分につきましては、前年度より増加し後期高齢者支援金等分及び介護納付金分につきましては減少しており、子ども・子育て支援金分は新設のため皆増となりました。合計としては、所得割分が０．２２ポイント増加、均等割については子ども・子育て支援金分のみ該当する１８歳以上均等割を含めて１，６６３円の増加、平等割については、１，３９０円の増加となりました。

以上の算定結果となった理由としまして、医療給付費分の増加につきましては、診療報酬の改定等の影響で県に納付する事業費納付金が増額したことに加えて、出産一時金が全額保険料負担へ改定されたことを主因とするものです。なお、事業費納付金の増額は毎年度継続した傾向となっております。

医療費増加傾向とは逆に被保険者の総所得金額が増加しており、それに伴い保険料納付額が増額すると見込んだため、医療費分の所得割に対する料率は微増に留めることが出来ました。後期高齢者支援分、介護納付金分については、国民健康保険加入者の減少による影響を受けながらも微減とする事が出来ました。また、子ども・子育て支援金分が今年度から創設されたため皆増となり、合計の増額分の大半を占めている結果となっています。なお、被保険者の負担をなるべく少なくするため、国民健康保険運営基金２億４，０００万円を財源として活用し、保険料率の上昇を抑制したいと考えております。

続きまして、２、令和８年度想定保険料率における所得別保険料試算をご覧ください。令和８年度想定保険料率における所得別保険料試算につきましては、モデルケースとして、介護納付金ありの４０歳以上夫婦と子供二人の４人世帯であり、今年度から創設されたため子ども・子育て支援金分における均等割が賦課されない１８歳未満が２人、１８歳以上均等割を含めて賦課される２人を想定しており、世帯全体の給与収入額ごとの８年度保険料額と７年度保険料額の試算を比較したものであります。表にありますとおり、前年の総所得金額が一定基準以下の世帯については、所得額に応じて、保険料の均等割及び平等割が、７割、５割、２割軽減されます。

なお、軽減された保険料につきましては、毎年総務省から出されます、国民健康保険繰出し基準に基づき、国・県・一般会計より全額補てんされております。

以上が、議題資料１・資料２の説明となります。

次に、こちらも事前にお配りさせていただいております、参考資料についてご説明をさせていただきます。

参考資料１につきましては、県内１９市の令和６年度からの医療分・後期分・介護分及び子ども分の料（税）率です。なお、令和８年度の料率が現時点で公表されていない団体につきましては、昨年度の保険料率を記載し、網掛けの表記としております。本市の保険料につきましては、高い方から１８番目程度であり、低い方から見て２番目の順位が予想されるところでございます。

続きまして、参考資料２につきましては、被保険者数及び世帯数の推移についてとして、平成２８年から令和８年までの１０年間の被保険者数・世帯数の推移でございます。被保険者については、１０年間で約１７，９３４人、世帯では約６，６８３世帯の減少となっております。理由として、団塊の世代の７５歳到達による後期高齢者制度への移行及び、社会保険への加入条件の適用拡大に伴う、社会保険への移行者の増加によるものでございます。

なお、先ほど会長へ提出させていただきました、諮問書の写し及び資料を、本日机上に配布させていただきましたので、後ほどご覧ください。

以上で、令和８年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）につきまして、ご説明を終了させていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

以上の説明に対しまして、ご質問、ご意見はございますか。

○和賀委員

説明ありがとうございました。

資料１下の方の令和８年度保険料率算定結果について、被保険者の総所得金額が増加しているというのは、どのぐらい、いくらからいくらに上がったのかっていうのと、その下の社会保険加入が増え、国保加入者が減少している数字がわかれば教えて欲しいです。根拠の数字があれば、教えて欲しいです。

○事務局

ただいまのご質問について事務局からお答えいたします。

まず社会保険の適用拡大の部分になりますが、社会保険の適用拡大というのが、平成２８年１０月に、週３０時間以上の勤務から２０時間以上への変更ということと、令和４年１０月に従業員５０１人以上の会社から１０１人以上の会社にと適用拡大をしたことで、

被保険者数の中、年間比較でおよそ５００から１０００人ぐらいが社会保険の加入という形で、国民健康保険から抜けていく被保険者が増加している傾向であり、今の委員のご質問にお答えする形になるかなと思います。

また１点目の所得の増加ですが、所得増の傾向というのは、毎年約１．５から２．５％の間ぐらい伸びている傾向です。また、国民健康保険の１つの指標となっているのが限度額を超過しているという世帯になりますが、資料２のＡ４横の、２の一番下ですね、限度額を超過しているというところの世帯も、全体の約４００弱、３９０世帯ぐらいが介護納付金分を除いて、限度額を超えているという形にはなります。

こちらも近年増加傾向でして、その前の年と比べておよそ数十世帯ぐらいは伸びているというところが、傾向になります。以上でございます。

○議長

和賀委員、よろしいでしょうか。他にご質問はございますか。

では、高橋委員よろしくお願いします。

○高橋委員

様々な要因が重なって、保険料の負担分はどうしても増えていくということで、以前お話いただいた通り国民健康保険運営基金を利用したり、活用したりしながら、急な上昇を抑えていくっていう案はとてもいい考えだなと私は思っています。

それで、どうしてもそうは言っても上昇は起こってしまうということで、もし他にこういう案で、上昇を抑えていけそうだとかそういうお話があるようでしたらぜひ検討していただきたいなと思っております。今現在そういう考えがもしあればお聞きしたいです。

○議長

では、事務局、お願いします。

○事務局

ただいまのご質問に対して事務局からお答えいたします。

委員おっしゃる通り国民健康保険料が年々増加しているというのは、先ほどの説明にもありました県への納付金が伸びているということがまず第一にありまして、こちらは医療費の高額化であったり、薬の種類が増えたり医療費が伸びる原因というのがやっぱり医療の技術が上がっていくっていうことに起因するものではあります。

医療費を抑えるということ自体は、多分これも全国的なテーマだと思うのですが、ちょっと本市に照らし合わせて、どのように国民健康保険料を抑えていくのかということにな

るのですが、加入者の適正化というところをまずは図っておりまして、社会保険から抜けた人に対して、確実に国民健康保険にきちっと入っていただいて無保険状態の人をなくしていくってことや、二重加入になっている人に対して、社会保険に加入しているのなら、国民健康保険から抜けてくださいねっていう資格の適正化をまず第一に行っておりまして、国民健康保険料がかかる、本当に必要な世帯とその所得を正確に捕捉するためにまず資格の適正化から始めるという形で今足元から進めているというところが、小さい話になってしまいますが、一応実情で行っていることになります。以上でございます。

○高橋委員

ありがとうございます。

○議長

藤浪委員、よろしくお願いします。

○藤浪委員

毎年微妙に所得割と均等割と平等割が少しずつ違っているのですが、もちろん、どれぐらいかかるかという予算を立てていると思うのですが、これらの割合について、例えば今回は所得割を多く上げるのかとか、均等割を多く上げるのかとか、そういう計算というのは、何かすでに決まったものがあって計算しているのか、その都度毎年考えているのか教えてください。

○事務局

事務局からお答えいたします。毎年所得割、均等割、平等割というのが微妙に違っているのは、委員のご指摘の通りでございまして、まず所得割が伸びているのは、加入される被保険者の方々の所得、いわゆる主給与収入であったり、事業者の方であれば営業所所得であったりってところが伸びているというところが1つ理由になりますので、やはりここは茅ヶ崎市で加入される方々の所得に依存してくるところになります。

次に均等割と平等割については、国民健康保険に加入している被保険者とその世帯という形になりますので、この割合として大きく茅ヶ崎市の中では所得割が55、均等割が25、平等割が20という割合で、まず、そこを大きく分けております。加入者が増えたり減ったりしているところについては均等割、平等割で動いているところではあるのですが、今回のように国民健康保険の運営基金を厚めに入れさせていただくと、加入者の減よりも、その基金が入ったことによる、保険料率の低減というところが大きくなるものですから、そういったテーマですね、やはり今回子ども・子育て支援金分が増えたことで、被保険者

の方の負担を減らすために、毎年よりちょっと多めに入れさせていただいたということが実情になります。以上でございます。

○藤浪委員

わかりました。要は55、25、20っていう形で分けて、それに合わせる形で、どれぐらいかって決めているということですね。ありがとうございます。

○議長

ありがとうございます。他にご質問はございますか。

では、和賀委員お願いします。

○和賀委員

一番下の国民健康保険の運営基金2億4000万円を財源として活用を抑制するって書いてありますが、これは基金とは幾らあるのですか。そのうち何%使うのですか。

○事務局

ただいまのご質問について事務局よりお答えいたします。

まだ令和7年度の決算が出ておりませんので、令和6年度の決算時点のことでお答えをさせていただきますと、令和6年度の年度末残高では6億2600万円の基金残高がございました。これに令和7年度の保険料で余った分とその取り崩し分という形でやるのですが、令和7年度の保険料のときには8000万円の基金を入れさせていただいて取り崩しをしておりまして、この後決算が出たら、国民健康保険料で多く取れていた分については、基金に載せるよということになります。全体の流れでいうとこの6億2000万円分の2億4000万円なので3割強入れているということにはなりますが、入ってくる保険料とかの計算も一応しているので、急に枯渇することがないような割合では一応運営させていただいております。以上でございます。

○和賀委員

ありがとうございます。

○議長

ありがとうございます。その他にご質問ございませんでしょうか。ご意見がなければ、「令和8年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について」、原案のとおり、答申することに、ご異議ございませんか。

—異議なし—

○議長

ご異議がないようですので、原案のとおり答申することに決定いたします。

続きまして、次第の２、報告事項「茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、事務局よりお願いいたします。

○事務局

報告事項 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。報告事項資料をご覧ください。本件につきましては、令和８年第２回市議会定例会において、条例改正を予定しています。

改正の内容といたしましては、厚生労働省から示された財政支援の基準に基づき、東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を令和７年度に引き続き、令和８年度も減免できるとするのためのものです。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る減免については、令和４年４月に厚労省より通知が発出され、避難指示解除から１０年程度で特例減免措置を終了することとなりました。令和５年度以降、対象地域ごとに段階的に見直しが行われ、減免対象世帯は減少していく予定です。

令和７年度は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る減免については２世帯を減免しました。

説明は、以上となります。

○議長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。では、和賀委員お願いいたします。

○和賀委員

これは例えば、総額で幾らになるとかそのモデルケースに当てはめたら１世帯当たり幾らというのは、わかるのでしょうか。

○議長

事務局、お願いします。

○事務局

個人の方の額から減免するという形になるのでモデルケースというよりは個々の対応という形にはなろうかと思います。

○和賀委員

一般の家庭で前よりも減ったとか増えたとかってというのがわかるのかなと思ってね、数字を聞いて自分のところへ当てはめてみたらどうかなって思いまして。数字があれば、上がったな、下がったなとわかりますが、これだけ見てもちょっとわからないですね。

○事務局

まだ8年度の保険料についてはこれからになりますので、7年度の金額になりますが、今2世帯いるというところで、金額としては25万2600円減免したところにはなるのですけれども、8年度につきましては、先ほど申し上げたように、段階的に見直しが行われますので、今回減免の額が2分の1に軽減されるという対象の方になります。

○和賀委員

やはりピンとこないなので、本当はモデルケースで7年度はこうで8年度でこうだという下がった資料があれば、何となくわかるような気がするのですが。

○事務局

実績で今申し上げましたが、実績としては2世帯で昨年度が25万2600円で、この方々が、ご説明させていただいた通り、平成29年に解除された地域にお住まいの方でございまして、この方々の特例措置が、今年度をもって保険料に関しては終了いたします。今年度は保険料が2分の1減免という形になりますので、ご世帯の収入が変わらないと仮定しますと、先ほど言った半分ぐらいの12万5000円超が2世帯合わせた減免額になるかなと想定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長

その他ご質疑ご意見はございますか。他にご質疑、ご意見がなければ、用意された議題は以上です。

次第の3、その他について事務局よりお願いいたします。

○事務局

特にございません。

○議長

ありがとうございます。そのほか、ご質疑等がなければ、事務局より今後の予定等ありましたらお願いします。

○事務局

本協議会は年間3回の開催としております。次回の開催は令和8年8月を予定しております。議題といたしましては、「令和7年度国民健康保険事業特別会計決算の概要について」などが想定されております。会議日程については8月18日の火曜日を提案いたします。詳細につきましては、後日ご連絡いたします。

事務局からは以上です。

○議長

ただいま、事務局より第2回運営協議会の日程が示されました。次回の運営協議会の日程については、8月18日火曜日でいかがでしょうか。

－異議なし－

○議長

ご異議がないようですので、事務局での調整をお願いいたします。

委員の皆様からは、ほかに何かございませんか。

では、和賀委員をお願いします。

○和賀委員

この「神奈川のこくほ・かいご」という冊子をいただいたのですが、21～22ページを見ますと、介護サービス苦情処理委員会が各月4回ほど開かれています。苦情処理が結構多いということなののでしょうか、それを教えてください。毎週なののでしょうか。

○事務局

介護サービス等で何か意見、苦情、相談を言う場としてあるのが市ともう1つ国保連合会ということで、対応先になっているので、それに関するものが上がってきた場合ここに取り上げられるという形になっているはずです。

○和賀委員

例えばどんなのがあるのですか。毎週やっていますよね。

○事務局

国保連での会合の中身になりますので、こちらでは申し訳ありませんが把握しておりません。

○議長

ほかになれば、これをもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。
本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。